

指定看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能ホームぷらす

(指定認可番号 NO, 4694500218)

運 営 規 程

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

第1条 (事業の目的).....	1
第2条 (基本方針).....	1
第3条 (運営方針).....	1
第4条 (事業所の名称).....	1
第5条 (事業所の所在地).....	1
第6条 (職員の職種、員数、職務内容).....	1
第7条 (営業日及び営業時間、サービス提供時間).....	1
第8条 (利用定員).....	1
第9条 (サービス内容).....	2
第10条 (利用料金等の受領).....	2
第11条 (居宅サービス計画の作成).....	2
第12条 (看護小規模多機能型居宅介護計画の作成).....	2
第13条 (定員の遵守).....	3
第14条 (協力医療機関等).....	3
第15条 (地域との連携等).....	3
第16条 (居宅機能を担う併設施設への入居).....	3
第17条 (通常の事業の実施地域).....	3
第18条 (サービスの提供記録の記載).....	3
第19条 (秘密保持).....	3
第20条 (苦情処理).....	3
第21条 (事故発生時の対応).....	4
第22条 (個人情報の保護).....	4
第23条 (記録の整備).....	4
第24条 (衛生管理).....	4
第25条 (緊急時等の対応).....	4
第26条 (非常災害対策).....	4
第27条 (その他).....	4
第28条 (虐待の防止の措置に関する事項).....	5

株式会社 ケアネットプラス

指定看護小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能ホームぷらす運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社ケアネットプラスが設置する「看護小規模多機能ホームぷらす」において、実施する指定看護小規模多機能型居宅介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定看護小規模多機能型居宅介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

第3条（運営方針）

1. 本事業所において提供される介護サービスは株式会社ケアネットプラスの理念に基づき行われるものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及び、その家族のニーズを的確に据え個別に介護計画書を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解り易く説明する。
4. 適切な介護技術をもって常にサービスの質の管理、評価を行う。
5. ケアプラン(サービス計画書)が作成されている場合は、当該計画に沿った介護サービスを提供する。

第4条（事業所の名称）

本事業所の名称は次の通りとする。

看護小規模多機能ホームぷらす（以下「事業所」という）

第5条（事業所の所在地）

本事業所の所在地は次の通りとする。

鹿児島県始良市加治木町木田2764番地1 電話 0995-73-8620

第6条（職員の職種、員数、職務内容）

1. 管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、利用者、家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるように調整、他事業所との連携において必要な役割を果たす。
3. 看護職員 2. 5名以上
4. 介護職員 8名以上

第7条（営業日及び営業時間）

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 営業日 | 年中無休 |
| 2. 営業時間 | 24時間体制 |
| 3. サービス提供時間 | 24時間体制 |

第8条（利用定員）

1. 事業所の登録定員は29名以下とする。
2. 「通い」の一日にサービス提供する定員は18名以下とする。
3. 「泊まり」の一日にサービス提供する定員は6名以下とする。

第9条（サービス内容）

1. 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
2. 健康状態の確認
3. 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能減退を防止する為の訓練並びに心身の活性化を図る為の各種サービスを提供する。
 - ア. 日常生活に関する訓練
 - イ. レクリエーション
 - ウ. 体操
 - エ. 趣味活動の支援
4. 入浴サービス
5. 食事サービス
6. 宿泊サービス
7. 相談・助言に関する事

第10条（利用料等の受領）

1. 事業者が提供する看護小規模多機能型居宅介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる指定看護小規模多機能型居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
2. 事業者は、上記の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。
 - ア. 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - イ. 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
 - ウ. 食事の提供に要する費用 朝食 300円 昼食 550円 夕食 550円
 - エ. 宿泊に要する費用 1泊 3,000円
 - オ. おむつ代 実費
 - カ. 上に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
3. 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供にあたって、予め、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第11条（居宅サービス計画の作成）

1. 事業所の管理者は、介護支援専門員に、利用者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の具体的取り組み方針に沿って行うものとする。

第12条（看護小規模多機能型居宅介護計画の作成）

1. 事業所の管理者は、介護支援専門員に、指定看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
3. 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
4. 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
5. 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
6. 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行なうと共に、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

7. 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に係る規定は、看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

第13条（定員の遵守）

事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。但し、通いサービス及び宿泊サービスの利用は利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。

第14条（協力医療機関等）

1. 事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、予め、協力医療機関を定めておかねばならない。
2. 事業者は、予め、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。
3. 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第15条（地域との連携等）

1. 事業者は指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者及び利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置しおおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
2. 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。
3. 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
4. 事業者は、その事業の運営にあたっては、提供した指定看護小規模多機能居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第16条（居宅機能を担う併設施設等への入居）

事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を継続するよりも併設する地域密着型介護老人福祉施設等その他の施設への入所等が行われる方が、利用者に対して適切な処遇が行われると認められる場合には、速やかにそれらの施設への入居等が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第17条（通常の事業の実施地域）

始良市全域

第18条（サービスの提供記録の記載）

サービス提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載する事とする。

第19条（秘密保持）

1. 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。
2. 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

第20条（苦情処理）

本事業所は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、市町村から行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 本事業所は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第21条（事故発生時の対応）

本事業所は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 3 本事業所は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第22条（個人情報の保護）

本事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第23条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第24条（衛生管理）

1. 設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。
2. 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第25条（緊急時等の対応）

看護小規模多機能型居宅介護従事者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は予め当該看護小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第26条（非常災害対策）

1. 非常災害が発生した場合、従事者は避難等適切な措置を講ずる。
2. 管理者は、日常的に具体的な避難経路及び協力機関との連携方法を確認し災害時には避難等の指揮をとる。
※非常対策マニュアル参照

第27条（その他）

1. 従事者等の質の向上を図る為、次の通り研修の機会を設ける。
 - ①採用時研修→採用後1ヶ月以内
 - ②経験に応じた研修→随時
2. 事業所はこの事業を行う為、ケース記録、利用料収納簿、他必要な記録、帳簿を整備する。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

第28条（虐待の防止の措置に関する事項）

1. 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - ①虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年12月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年3月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年9月1日から施行する。

